



子どもの貧困を考える ネットワークニュース

2025年 6月号

隔月発行
発行：子どもの貧困問題
大阪ネットワーク理事会

子どもの貧困実態調査・大阪24



2014年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことをスタートに、2014年8月「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。これら政府の動きを受けて、大阪市や大阪府内自治体含む大阪府は「約10万件にも及ぶ子どもの生活に関する実態調査に共同で取り組んだ…」と言ってます。

2019年6月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が5年ぶりに見直され「こどもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

それを受けて、同年11月「子供の貧困対策に関する大綱～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」が再策定されました。

大綱では、「支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進する」、「困窮層が多様であること」、「社会的孤立に陥ることのないように配慮する」など、新たな視点が基本方針として追加され、ヤングケアラーと思われる子どもや、外国籍や障がいを持つ子どもたちなど、具体的な困窮層の子どもや家庭が示されています。

同時に、2023年4月に、こども家庭庁が発足し、「貧困をはじめとする子どもを取り巻く社会問題に、シームレス（継ぎ目なく）に向き合い、途切れない政策・支援を打ち立てていくことが期待されている」と言いながら、調査結果をどう生かそうとしているのか、見てみました。回答者の属性は小学生と中学生です。

	大阪府25市町村		大阪府全体	
	2,308名	100.0%	43,370名	100.0%
小学生	1,201名	52.0%	23,289名	53.7%
中学生	1,089名	47.2%	19,990名	46.1%
無回答	18名	0.8%	91名	0.2%

「朝ごはん食べた？」 食べない中学生が800人も。

小学生：大阪府全体では、「毎日またはほとんど毎日」が89.9%、次いで「週に4～5回」が3.6%、「食べない」が1.5%・349人となっています。

中学生：大阪府全体では、「毎日またはほとんど毎日」が82.2%、次いで「週に4～5回」が6.0%、「食べない」が4.1%・800人となっています。理由は、「時間がない」が42.5%。「おなかがすいていない」が34.1%、「用意されていない」が5.4%。

堺市の「朝ごはん食堂」どうだったかしら？

「夕飯」 さすがに食べない子はいないが…

大阪府全体では、「毎日またはほとんど毎日」が97.1%、「週に2～3回」が0.2%となっている。近くに子ども食堂あるのかなあ～。

問題は休日の昼ごはん

小学生で「食べないことが多い」が1.3%・300人もいる。理由は「用意されていない」休日でも働く主婦が多いの？

放課後どうしているの？

約9割は自宅（ゲーム）次が塾・習い事。クラブ活動学童保育が意外に少ない3.4%

授業以外の勉強は

「自分で勉強する」が64.9%「塾でする」が43.7%、「おうちの人」が32.8%、「ともだちと」が19%になっている

学校のできごと

「忘れ物が多い」が18.7%、「提出物を出すのが遅れる」が16.0%。「宿題ができていない」が10.4%になっている。一方、「特にない」が57.2%となっている。

「事業中に寝てしまう」が小学生でも748名も。中学生では、なんと4341名。睡眠時間が足りないのか。

では、就寝時間

「午後11時台」が35.2%。次いで「午後10時台」が23.3%、「午前0時台」が17.3%、「きまっていない」が12.7%。小学生でも午後11時台13.5%3139名、午前0時2%455人、午前1時以降に眠る子が95名もいる。脳の成長とかかわりの深い睡眠時間だ。

イライラする？

「ときどきそうだ」47.8%。「そんなことはない」39.8%。「いつもそうだ」10.4%。小学生でも、大阪府25市町村調査で、「ときどきそうだ」が51.5%。「そんなことはない」が37.4%。「いつもそうだ」が9.4%も。

何もってる？

「自転車」が87.7%、「ゲーム機」84.0%、「テレビ」が81.7%、「運動用具ボール・ラケットなど」71.2%。スマホは78.4%の子どもが持っている。オンラインカジノに巻き込まれないか心配！大阪にカジノはいらない。

将来の夢や目標を持ってる？

「持っている」が46.1%。「どちらかという持っている」22.2%、「どちらかという持っていない」15.2%、「持っていない」が14.7%。小学生でも、「持っていない」が9.1%・約2000人の小学生が夢も希望もない

元気いっぱい？

「いつもそうだ」53.6%。「ときどきそうだ」34.9%、「そんなことはない」が9.7%。4000人を超える子どもが元気なかなと答えている。大阪の未来輝いてない。

親の状況

未婚23名0.9%。中学生の親181名、小学生の親の未婚224名。

家計の状況

「貯蓄ができていない」43.2%。「赤字でもなく黒字でもない」29.5%、「赤字」20.4%・8674名。

子ども食堂や学習支援など居場所の利用

「利用したことはないがあれば利用する」55.1%で最も多く、「今後も利用したいと思わない」が27.6%、「利用したことはない」が12.5%となっている。増えているけどまだまだ一地域。

自分が世話をする人いる？ ヤングケアラー

大阪府全体では、「いる」が20.9%、「いない」が77.2%となっている。小学生でも、「いる」が25.7%6000人近い子が身内の世話をしている。大阪府は早急に対策をたて、子どもたちの学習・遊びの自由を保障せよ！

親の貧困が子どもの貧困であり、子どもたちから夢も希望も奪っていることを調査は語っています。



歴史的判決！生活保護費引き下げは違法

最高裁で原告勝訴！ 生活保護基準引き下げ違憲訴訟

全大阪生活と健康を守る会連合会（大生連）
会長大口耕吉郎

安倍自公政権は、2013年から15年にかけて、3回にわたって戦後最大の生活保護基準引き下げ（金額で670億円）を強行しました。

2015年6月27日、最高裁判所は「この引き下げは違法である」と歴史的判決を下しました。

判決文は「基準引き下げにあたって、専門的知見との整合性を欠き、厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤・欠落があり違法」と断罪しています。しかし、残念ながら国家賠償請求は認められませんでした。

戦後の生活保護基準をめぐる裁判は、1950年代末に岡山の結核療養所に入院していた朝日茂さんが、兄からの仕送りによる生活保護費の減額は不当と提訴したのが初めてです。

裁判は1960年一審で原告が勝訴しますが、朝日さんは闘い半ばで亡くなられ、親族が引き継ぐも、高裁・最高裁とも敗訴しました。

その後、老齢加算廃止など、生活保護基準をめぐる裁判が起きますが、最高裁ではすべて敗訴になっています。今回の生活保護基準引き下げ違憲訴訟は、この分厚い壁を初めてうち破りました。

この裁判は、2014年に約1000人（裁判途中で232人が亡くなる）が提訴。6月27日の最高裁判決が下された時点で、地裁と高裁で原告側は27勝11敗です。勝因は、670億円の引き下げにあたって、①厚労省の物価偽装ともいえる計算方法を科学的に徹底して明らかにしたこと。②原告は自らの暮らしの実態を訴え続けたこと。これらが、裁判官の心に響いた結果に違いない、と私は確信しています。



生活保護基準はナショナルミニマムの岩盤です。政府も基準引き下げによって、47項目の制度が影響を受けると公表しています。

①まず、住民税の非課税限度額も下がり、これまで無税だった人が課税されることになります。

②負担が増えるのは、介護保険料・医療費の上限・保育料・一部自治体の国民健康保険料。

③生活保護基準に基づき利用条件を設定している施策が利用できなくなるのは、介護保険利用料・保険料の減額・障害者自立支援利用料の減額・生活福祉資金の貸付け・就学援助。また、一部の自治体が行っている地方税の減免・地方税滞納処分の禁止・国民健康保険料の減免・国民保健医療費負担の減免・公立高校授業料減免・公営住宅家賃の減免・自治体の公的貸付なども影響をうけます。

国民生活に、直接影響を与える諸施策が影響を受け、負担増加が国民全体に広がります。

このように、生活保護基準の引き下げは、生保受給者だけの問題ではなく、すべての国民の課題なのです。

* 子どもの貧困をなくすための運動である我々にとっても、たいへん重要な課題です。



写真提供 大阪民医連庄司修氏

この中には、各種減免制度・就学援助・公的貸付などが入っています。

中でも、私たちの関心の高い「就学援助の認定」は、ほとんどの自治体で生活保護を基準にしており、生活保護基準が引き下げられて、全国20万人以上の小中学校の児童が認定除外になりました。

また、最低賃金法9条3項には「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と明記しています。さいわい国は、最低賃金を下げませんでしたが、国が下げようと思えば、その可能性もありました。

今後、判決後の運動が大事になっています。

最近、「生活保護基準が最低賃金や年金額より高いのはおかしくないですか？」という声があります。



そもそも、生活保護基準は、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する「憲法25条」の謳う生存権の具体的保障です。その生活を維持するために必要な金額はいくらか…を、1円単位で積上げ綿密に計算されています。

最低賃金や年金額が生活保障基準を下回り、生存権が守られていないことが問題で、生保基準が高いのではなく、最低賃金や年金額が低すぎるのです。この問題は、最低賃金や年金額を、生存権保障レベルに引き上げることで解決するものではないでしょうか？



しんぶん赤旗 25年6月28日より

生活と健康を守る会は、原告団・弁護団の皆さんとともに、

①生活保護基準を2012年水準に戻し、この間の被害額を補償する。

②各種制度で認定除外など被害を受けた人の回復をはかる。

③夏季加算の創設。

④権利性の明確な生活保障法の制定などの実行にむけて運動をすすめています。